

裁 決 書

審査請求人

同代理人

同代理人

同代理人

同代理人

同代理人

同代理人

同代理人

同代理人

同代理人

处分庁 仙台市若林福祉事務所長

審査請求人 [REDACTED] が平成 29 年 2 月 15 日付けで提起した保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

仙台市若林福祉事務所長が平成 28 年 11 月 28 日付け H 28 若保護第 3 号で審査請求人 [REDACTED] に対してした保護変更決定処分は、これを取り消す。

第 1 事案の概要

- 1 審査請求人 [REDACTED] (以下「請求人」という。) は、平成 17 年 2 月 25 日から仙台市太白福祉事務所管内において生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。)に基づく保護(以下「保護」という。)の適用を受けていた。
- 2 請求人は、平成 17 年に仙台市若林区内の現居宅に転居し、仙台市若林福祉事務所長(以下「処分庁」という。)は、太白区からの移管ケースとして、平成 18 年 1 月 1 日から請求人に対する保護を開始した。
- 3 請求人は、[REDACTED] により [REDACTED] を有しており、請求人の就労支援に当たり処分庁は、宮城障害者職業センター(以下「センター」という。)を介した支援を行うことと

した。処分庁及びセンターの職員は、センターにおいて実施した各種検査の実施結果を踏まえ検討を行い、請求人の就労支援に当たっては、[REDACTED]（以下「[REDACTED]」といふ。）の行う就労移行支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第13項に規定するものをいう。）の利用が有効と判断した。

4 請求人は平成26年10月から、[REDACTED]への通所を開始した。その際、請求人は処分庁に対し、[REDACTED]への通所に要する交通費を移送費（法第12条第2号の規定により支給される生活扶助をいう。以下同じ。）として支給できないか相談したが、処分庁は、支給できない旨口頭で回答した。

5 請求人は、平成28年10月12日に処分庁を訪れ、改めて[REDACTED]への通所に係る交通費について移送費として支給するよう申し出を行い、これに対し処分庁は、請求人の通所の状況を確認の上、検討することを伝えた。

6 請求人は、平成28年11月21日付で[REDACTED]への通所に係る交通費について一時扶助の申請（以下「本件申請」といふ。）を行い、処分庁は検討の結果、支給要件に合致するものと判断し、同月28日付けH28若保護第3号で請求人に対し、同年8月分から10月分までの交通費の合計[REDACTED]円を移送費として支給する保護変更決定処分（以下「本件処分」といふ。）を行った。

7 請求人は、本件処分において移送費の支給対象を平成28年8月以降の[REDACTED]への通所に係る交通費に限定したことを不服として、平成29年2月15日に本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

請求人は、概ね以下の理由により本件処分は不当であることから、本件処分の取消しを求めている。

処分庁が本件処分により[REDACTED]への通所に係る交通費を移送費として給付することを認めたということは、本件処分の以前においても当該交通費が移送費としての給付要件を満たしていたということにはかならない。

請求人が当初相談をした際に、処分庁は、支給要件に該当しないと判断し、その旨請求人に回答したことは誤りであったにも関わらず、本件処分において、[REDACTED]への通所に係る交通費の支給を2か月分しか遡及しないことは不当であり、平成26年10月に[REDACTED]で就労移行支援の利用を開始した時点まで遡及してその全額を支給すべきである。

また、請求人は平成28年10月に扶助費を紛失し、処分庁に再支給が認められなかつたため、[REDACTED]を借り入れし、毎月[REDACTED]円を返済しているが、この間は、最低生活費を下回る生活を送りながら、[REDACTED]への通所に要する交通費を扶助費から捻出していたことに配慮すべきである。

2 処分庁の主張

処分庁は、概ね以下の理由により本件処分は適法かつ正当であることから、本件審査請求は棄却されるべきものであると主張している。

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」といふ。）第7の2の（7）のアの（キ）では、「被保護者が実

施機関の指示又は指導をうけて求職又は施設利用のため熱心かつ誠実に努力した場合」に交通費を移送費として支給できると定めており、具体的には、職業安定所での職探しや面接等の活動を行った場合にその支給を認めるものと考えている。

平成26年に、請求人が交通費について相談した時点においては、[REDACTED]は就労に向けたトレーニングを行う場ではあるものの、必ずしも求職活動につながるものではないと判断し、当該交通費を移送費として給付しなかったものである。

また、本件申請においては、請求人から提出された[REDACTED]での活動内容が記載されたプログラム表により、合同面接会や企業訪問など求職に資する様々な活動を行っていることが確認され、これらは直接的な求職活動とは異なるものであるが、請求人が[REDACTED]において熱心に訓練を行っていること、また、これらの訓練を続けることで就労の可能性が高まると判断したことから、局長通知第7の2の(7)のアの(キ)に該当するものとして当該交通費を移送費として認定したものであり、その認定に当たっては、請求人から相談があった平成28年10月を発見月と捉え、その前々月である8月分以降の交通費を移送費として支給したものである。

第3 検討

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第12条では、「生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。一 衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの 二 移送」と規定している。
- (2) 法第24条第1項では、「保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。」と規定している。
- (3) 局長通知第7の2の(7)のアでは、「移送は、次のいずれかに該当する場合において他に経費を支出する方法がないときに乗車船券を交付する等なるべく現物給付の方法によって行うこととし、移送費の範囲は、(ケ)又は(サ)において別に定めるものほか、必要最小限度の交通費、宿泊料及び飲食物費の額とすること。」とされ、「次のいずれかに該当する場合」として(ア)から(ソ)までの15項目が挙げられている。
そのうちの(キ)によれば、「被保護者が実施機関の指示又は指導をうけて求職又は施設利用のため熱心かつ誠実に努力した場合」とされている。
- (4) すでに扶助費を支給した月の最低生活費の額を増額して認定する必要が生じたときの取り扱いについて、「生活保護手帳別冊問答集2017」(以下「別冊問答集」という。)問13-2によると、「本来転入その他最低生活費の認定変更を必要とするような事項については、収入申告と同様、受給者に届出の義務が課せられているところもあるし、また、一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当でないので、最低生活費の遡及変更は3か月程度(発見月からその前々月分まで)と考えるべきであろう。」とされている。

2 本件処分の検討について

本件審査請求においては、本件処分で平成28年7月以前の[REDACTED]への通所に係る交通費を移送費として一時扶助の対象としなかったことの妥当性が争点と認められることから、この点について検討する。

請求人は、処分庁の助言に従い、平成26年10月より [REDACTED]への通所を開始しているが、平成28年10月12日まで、当該交通費に係る一時扶助の申請をしていない。これは、[REDACTED] [REDACTED]への通所を開始した時点において、当該交通費を移送費として支給することについて申請の意思を示していた請求人に対し、当時の担当ケースワーカーが、口頭で該当しない旨回答した結果、本件申請に至るまで申請がなされていなかったものと認められる。

処分庁は、本件処分において平成28年7月以前の当該交通費を支給の対象としなかった理由は、それ以前において、1(3)の支給の要件を満たしていなかったからではなく、要件は満たしているものの、別冊問答集問13-2により、遡及できる期間が3か月に限定されるためであると主張しているが、処分庁がその根拠とする別冊問答集問13-2は、「最低生活費の認定変更を必要とするような事項については、収入申告と同様、受給者に届出の義務が課せられているところでもある」とあるとおり、被保護者側が届出義務を怠ったことにより、追加で支給が生じるに至った場合について示すものであり、本件のように処分庁の不適切な対応により保護変更申請が遅延したことで生じた不利益を請求人に負わせることの根拠となるものではない。

よって、本件処分は、違法又は不当な処分といわざるを得ず、取消しを免れない。

なお、この判断は、本件処分による3か月分の移送費の追給自体は適正であるものの、遡及できる期間を3か月に限定した点が不当であることを理由とするものであるから、本件処分の取消しによって、請求人が本件処分による移送費の追給について保有すべき法律上の根拠を欠くことにはならないことを付言する。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成29年10月 6日

宮城県知事 村井嘉浩

